

令和2年3月吉日

お客さま各位

興能信用金庫

預金規定の一部改正について

平素は格段のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

今般、当金庫は民法の改正により、下記のとおり預金規定を令和2年4月1日より改正いたします。

なお、改正後の新預金規定は、改正前よりお取引いただいているお客さまにも適用されま

す。
主な改正内容は以下のとおりです。

1. 「成年後見人等の届出」条項に、成年後見人等ご本人についても、補助・保佐・後見が開始された場合に届出をしていただくことを記載しました。
2. 各規定変更時の周知方法・適用時期について明確化した「規定の変更」条項を新設（または改正）しました。
3. 定期預金の満期日前解約の取扱について「預金の解約、書替継続」条項内にて明確化し、それに対応して「利息」条項も改正しました。

【新旧対照表】

1. 当座勘定規定

改正案	現行
第1条～第26条 (省略)	第1条～第26条 (省略)
第27条 (成年後見人等の届出) (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。 <u>預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届けてください。</u>	第27条 (成年後見人等の届出) (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。
(2)～(5) (省略)	(2)～(5) (省略)
第28条 (省略)	第28条 (省略)
<u>第29条 (規定の変更)</u> (1) <u>当金庫はこの規定の各条項について、金融情勢の状況の変化その他相当の事由により変更の必要があり、以下の事項に該当する場合、この規定を変更できるものとします。</u>	<u>(新設)</u>

<p><u>①この規定の変更が預金者の利益に適合する場合</u></p> <p><u>②前号の場合を除き、法令、経済情勢、経営状況の変化・変動その他の事情に照らして、本規定の変更が合理的である場合。</u></p> <p><u>(2) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められた場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u></p> <p><u>(3) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u></p>	
---	--

2. 流動性預金共通規定

改正案	現行
<p>1. (省略)</p> <p>2. (成年後見人等の届出)</p> <p>(1)家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。<u>預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届けてください。</u></p> <p>(2)～(5) (省略)</p> <p>3.～9. (省略)</p> <p>10.(規定の変更)</p> <p><u>(1) 当金庫はこの規定の各条項について、金融情勢の状況の変化その他相当の事由により変更の必要があり、以下の事項に該当する場合、この規定を変更できるものとします。</u></p> <p><u>①この規定の変更が預金者の利益に適合する場合</u></p> <p><u>②前号の場合を除き、法令、経済情勢、経営状況の変化・変動その他の事情に照らして、本規定の変更が合理的である場合。</u></p> <p><u>(2) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められた場合には、当金庫ウェブサイトへ</u></p>	<p>1. (省略)</p> <p>2. (成年後見人等の届出)</p> <p>(1)家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。</p> <p>(2)～(5) (省略)</p> <p>3.～9. (省略)</p> <p><u>(新設)</u></p>

の掲載による公表その他の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(3) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

3. 総合口座取引規定

改正案	現行
<p>1. ～16. (省略)</p> <p>17. (成年後見人等の届出)</p> <p>(1)家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。<u>預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届けてください。</u></p> <p>(2)家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選出がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。</p> <p>(3) ～ (5) (省略)</p>	<p>1. ～16. (省略)</p> <p>17. (成年後見人等の届出)</p> <p>(1)家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。</p> <p>(2)家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選出がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。</p> <p>(3) ～ (5) (省略)</p>
<p><u>20.(規定の変更)</u></p> <p><u>(1) 当金庫はこの規定の各条項について、金融情勢の状況の変化その他相当の事由により変更の必要があり、以下の事項に該当する場合、この規定を変更できるものとします。</u></p> <p><u>①この規定の変更が預金者の利益に適合する場合</u></p> <p><u>②前号の場合を除き、法令、経済情勢、経営状況の変化・変動その他の事情に照らして、本規定の変更が合理的である場合。</u></p> <p><u>(2) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められた場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u></p> <p><u>(3) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>

4. 定期預金共通規定

改正案	現行
<p>1. ～2. (省略)</p> <p>3. (預金の解約、書替継続)</p> <p><u>(1) この預金は当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。</u></p> <p><u>(2) ～ (3)</u> (本文省略)</p> <p>(4) <u>1項および2項のほか、</u>次の各号の一つにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。</p> <p>なお、通知により解約する場合、到着のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名・住所にあてて発信した時に解約されるものとします。</p> <p>①～③ (本文省略)</p> <p>(5) (省略)</p> <p>4. (届出事項の変更、証書(通帳)の再発行等) (省略)</p> <p>5. (成年後見人等の届出)</p> <p>(1)家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。<u>預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届けてください。</u></p> <p>(2) ～ (5) (省略)</p> <p>6. ～10. (省略)</p> <p><u>11.(規定の変更)</u></p> <p><u>(1) 当金庫はこの規定の各条項について、金融情勢の状況の変化その他相当の事由により変更の必要があり、以下の事項に該当する場合、この規定を変更できるものとします。</u></p> <p><u>①この規定の変更が預金者の利益に適合す</u></p>	<p>1. ～2. (省略)</p> <p>3. (預金の解約、書替継続)</p> <p><u>(1) ～ (2)</u> (省略)</p> <p>(4) 次の各号の一つにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。</p> <p>なお、通知により解約する場合、到着のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名・住所にあてて発信した時に解約されるものとします。</p> <p>①～③ (本文省略)</p> <p>(5) (省略)</p> <p>4. (届出事項の変更、証書(通帳)の再発行等) (省略)</p> <p>5. (成年後見人等の届出)</p> <p>(1)家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。</p> <p>(2) ～ (5) (省略)</p> <p>6. ～10. (省略)</p> <p><u>(新設)</u></p>

<p style="text-align: center;"><u>る場合</u></p> <p><u>②前号の場合を除き、法令、経済情勢、経営状況の変化・変動その他の事情に照らして、本規定の変更が合理的である場合。</u></p> <p><u>(2) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められた場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u></p> <p><u>(3) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u></p>	
--	--

5. 期日指定定期預金規定〔非自動継続型〕

改正案	現行
<p style="text-align: center;">1. (省略)</p> <p>2. (利息)</p> <p>(1) この預金の利息は、解約時に預入日から満期日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。</p> <p style="margin-left: 2em;">① 1年以上2年未満・・・証書記載の「2年未満」の利率</p> <p style="margin-left: 2em;">② 2年以上・・・証書記載の「2年以上」の利率（以下「2年以上利率」といいます。）</p> <p>(2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>(3) <u>この預金を共通規定第3条第1項の規定により満期日前に解約する場合および共通規定第3条4項の規定により解約した場合には、</u>その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数について、解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を</p>	<p style="text-align: center;">1. (省略)</p> <p>2. (利息)</p> <p>(1) この預金の利息は、解約時に預入日から満期日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。</p> <p style="margin-left: 2em;">① 1年以上2年未満・・・証書記載の「2年未満」の利率</p> <p style="margin-left: 2em;">② 2年以上・・・証書記載の「2年以上」の利率（以下「2年以上利率」といいます。）</p> <p>(2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>(3) <u>当金庫がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合、</u>その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数について、解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を</p>

365日として日割で計算します。	365日として日割で計算します。
この他は、「定期預金共通規定」を参照ください。	この他は、「定期預金共通規定」を参照ください。

6. 自動継続期日指定定期預金規定〔自動継続型〕

改正案	現行
<p>1. ～2. (省略)</p> <p>3. (利 息)</p> <p>(1) ～ (4) (省略)</p> <p>(5) <u>この預金を共通規定第3条第1項の規定により満期日前に解約する場合および共通規定第3条4項の規定により解約した場合には</u>、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について、解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>(6) (省略)</p> <p>この他は、「定期預金共通規定」を参照ください。</p>	<p>1. ～2. (省略)</p> <p>3. (利 息)</p> <p>(1) ～ (4) (省略)</p> <p>(5) <u>当金庫がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合</u>、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について、解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>(6) (省略)</p> <p>この他は、「定期預金共通規定」を参照ください。</p>

7. 自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期）〔非自動継続型〕

改正案	現行
<p>1. (省略)</p> <p>2. (利 息)</p> <p>(1) ～ (2) (省略)</p> <p>(3) <u>この預金を共通規定第3条第1項の規定により満期日前に解約する場合および共通規定第3条4項の規定により解約した場合には</u>、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算（複利型の自由金利型定期預金（M型）については6か月複利の方法）し、この預金とともに支払います。</p> <p>ただし、中間払利息が支払われている場合</p>	<p>1. (省略)</p> <p>2. (利 息)</p> <p>(1) ～ (2) (省略)</p> <p>(3) <u>当金庫がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合</u>、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算（複利型の自由金利型定期預金（M型）については6か月複利の方法）し、この預金とともに支払います。</p> <p>ただし、中間払利息が支払われている場合</p>

<p>には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。</p> <p>(4) (省略)</p> <p>3. (省略)</p> <p>この他は、「定期預金共通規定」を参照ください。</p>	<p>には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。</p> <p>(4) (省略)</p> <p>3. (省略)</p> <p>この他は、「定期預金共通規定」を参照ください。</p>
--	--

8. 自動継続自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期）〔自動継続型〕

改正案	現行
<p>1. (省略)</p> <p>2. (利 息)</p> <p>(1) ~ (3) (省略)</p> <p>(4) <u>この預金を共通規定第3条第1項の規定により満期日前に解約する場合および共通規定第3条4項の規定により解約した場合には、</u>その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じ。）から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算（複利型の自動継続自由金利型定期預金（M型）について6か月複利の方法）し、この預金とともに支払います。</p> <p>ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。</p> <p>(5) (省略)</p> <p>3. (省略)</p> <p>この他は、「定期預金共通規定」を参照ください。</p>	<p>1. (省略)</p> <p>2. (利 息)</p> <p>(1) ~ (3) (省略)</p> <p>(4) <u>当金庫がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合、</u>その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じ。）から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算（複利型の自動継続自由金利型定期預金（M型）について6か月複利の方法）し、この預金とともに支払います。</p> <p>ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。</p> <p>(5) (省略)</p> <p>3. (省略)</p> <p>この他は、「定期預金共通規定」を参照ください。</p>

9. 自由金利型定期預金規定（大口定期預金）〔非自動継続型〕

改正案	現行
-----	----

<p>1. (省略)</p> <p>2. (利息)</p> <p>(1) ~ (2) (省略)</p> <p>(3) <u>この預金を共通規定第3条第1項の規定により満期日前に解約する場合および共通規定第3条4項の規定により解約した場合には</u>、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」といいます。）および解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。</p> <p>(4) (省略)</p> <p>3. (省略)</p> <p>この他は、「定期預金共通規定」を参照ください。</p>	<p>1. (省略)</p> <p>2. (利息)</p> <p>(1) ~ (2) (省略)</p> <p>(3) <u>当金庫がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合</u>、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」といいます。）および解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。</p> <p>(4) (省略)</p> <p>3. (省略)</p> <p>この他は、「定期預金共通規定」を参照ください。</p>
--	--

10. 自動継続自由金利型定期預金規定（大口定期預金）〔自動継続型〕

改正案	現行
<p>1. (省略)</p> <p>2. (利息)</p> <p>(1) ~ (3) (省略)</p> <p>(4) <u>この預金を共通規定第3条第1項の規定により満期日前に解約する場合および共通規定第3条4項の規定により解約した場合には</u>、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」といいます。）および解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある</p>	<p>1. (省略)</p> <p>2. (利息)</p> <p>(1) ~ (3) (省略)</p> <p>(4) <u>当金庫がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合</u>、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」といいます。）および解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある</p>

<p>場合は各中間払利息の合計額)と期限前解約利息との差額を清算します。</p> <p>(5) (省略)</p> <p>この他は、「定期預金共通規定」を参照ください。</p>	<p>場合は各中間払利息の合計額)と期限前解約利息との差額を清算します。</p> <p>(5) (省略)</p> <p>この他は、「定期預金共通規定」を参照ください。</p>
---	---

1 1. 変動金利定期預金規定〔非自動継続型〕

改正案	現行
<p>1. ~2. (省略)</p> <p>3. (利 息)</p> <p>(1) ~ (2) (省略)</p> <p>(3) <u>この預金を共通規定第3条第1項の規定により満期日前に解約する場合および共通規定第3条4項の規定により解約した場合には、</u>その利息は次のとおり支払います。</p> <p>①~③ (本文省略)</p> <p>(4) (省略)</p> <p>この他は、「定期預金共通規定」を参照ください。</p>	<p>1. ~2. (省略)</p> <p>3. (利 息)</p> <p>(1) ~ (2) (省略)</p> <p>(3) <u>当金庫がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合、</u>その利息は次のとおり支払います。</p> <p>①~③ (本文省略)</p> <p>(4) (省略)</p> <p>この他は、「定期預金共通規定」を参照ください。</p>

1 2. 自動継続変動金利定期預金規定〔自動継続型〕

改正案	現行
<p>1. ~2. (省略)</p> <p>3. (利 息)</p> <p>(1) ~ (2) (省略)</p> <p>(3) <u>この預金を共通規定第3条第1項の規定により満期日前に解約する場合および共通規定第3条4項の規定により解約した場合には、</u>その利息は次のとおり支払います。</p> <p>①~③ (本文省略)</p> <p>(4) (省略)</p> <p>この他は、「定期預金共通規定」を参照ください。</p>	<p>1. ~2. (省略)</p> <p>3. (利 息)</p> <p>(1) ~ (2) (省略)</p> <p>(3) <u>当金庫がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合、その利息は次のとおり支払います。</u></p> <p>①~③ (本文省略)</p> <p>(4) (省略)</p> <p>この他は、「定期預金共通規定」を参照ください。</p>

1 3. 積立式定期預金規定

改正案	現行
-----	----

<p>1. ～5. (省略)</p> <p>6. (利息)</p> <p>(1) ～ (2) (省略)</p> <p>(3) <u>この預金を共通規定第3条第1項の規定により満期日前に解約する場合および共通規定第3条4項の規定により解約した場合には</u>、その利息は次のとおり計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>①～③ (本文省略)</p> <p>(4) (省略)</p> <p>7. (省略)</p>	<p>1. ～5. (省略)</p> <p>6. (利息)</p> <p>(1) ～ (2) (省略)</p> <p>(3) <u>当金庫がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合</u>、その利息は次のとおり計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>①～③ (本文省略)</p> <p>(4) (省略)</p> <p>7. (省略)</p>
--	--

1 4. 「このう」定額複利定期預金規定

改正案	現行
<p>1. ～2. (省略)</p> <p>3. (利息)</p> <p>(1) ～ (5) (省略)</p> <p>(6) <u>この預金を共通規定第3条第1項の規定および共通規定第3条4項の規定により</u> 6ヶ月後の応答日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>(7) (省略)</p> <p>この他は、「定期預金共通規定」を参照ください。</p>	<p>1. ～2. (省略)</p> <p>3. (利息)</p> <p>(1) ～ (5) (省略)</p> <p>(6) <u>当金庫がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合</u>、6ヶ月後の応答日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>(7) (省略)</p> <p>この他は、「定期預金共通規定」を参照ください。</p>

1 5. 財形期日指定定期預金規定

改正案	現行
<p>1. ～4. (省略)</p> <p>5. (利息)</p> <p>(1) ～ (2) (省略)</p> <p>(3) <u>この預金を第6条第1項の規定により満期日前に解約する場合および第6条6項の規定により解約した場合には</u>、その利息は預入金額ごとに預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について解約日における普通預金利率</p>	<p>1. ～4. (省略)</p> <p>5. (利息)</p> <p>(1) ～ (2) (省略)</p> <p>(3) <u>当金庫がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合</u>、その利息は預入金額ごとに預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について解約日における普通預金利率</p>

<p>数について解約日における普通預金利率によって計算しこの預金とともに支払います。</p> <p>(4) (省略)</p> <p>6. (預金の解約、書替継続)</p> <p><u>(1) この預金は当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。</u></p> <p>(2) この預金を解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により、記名押印して、「契約の証」とともに当店へ提出してください。</p> <p>(3) 前各項の解約または書替継続の手続に加え、当該預金の解約または書替継続の手続を行うことについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続の手続を行いません。</p> <p>(4) ~ (6) (省略)</p> <p>7. ~8. (省略)</p>	<p>によって計算しこの預金とともに支払います。</p> <p>(4) (省略)</p> <p>6. (預金の解約、書替継続)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(1) この預金を解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により、記名押印して、「契約の証」とともに当店へ提出してください。</p> <p>(2) 前項の解約または書替継続の手続に加え、当該預金の解約または書替継続の手続を行うことについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続の手続を行いません。</p> <p>(3) ~ (5) (省略)</p> <p>7. ~8. (省略)</p>
---	---

1 6. 財形年金預金規定

改正案	現行
<p>1. ~4. (省略)</p> <p>5. (利息)</p> <p>(1) ~ (2) (省略)</p> <p>(3) <u>この預金を第6条第1項の規定により満期日前に解約する場合および第6条4項の規定により解約した場合には、</u>その利息は次のとおり計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>①~② (本文省略)</p> <p>(4) (省略)</p> <p>6. (預金の解約、書替継続)</p> <p><u>(1) この預金は当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。</u></p>	<p>1. ~4. (省略)</p> <p>5. (利息)</p> <p>(1) ~ (2) (省略)</p> <p>(3) <u>当金庫がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合、</u>その利息は次のとおり計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>①~② (本文省略)</p> <p>(4) (省略)</p> <p>6. (預金の解約、書替継続)</p> <p><u>(新設)</u></p>

<p><u>(2)</u> やむをえない事由により、この預金を前記4. による支払方法によらずに解約する場合は、この預金のすべてを解約することとし、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、「契約の証」とともに当店へ提出してください。</p> <p><u>(3)</u> 前各項の解約または書替継続の手續に加え、当該預金の解約または書替継続の手續を行うことについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手續を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続の手續を行いません。</p> <p><u>(4)</u> (省略)</p> <p>7. ～13. (省略)</p>	<p><u>(1)</u> やむをえない事由により、この預金を前記4. による支払方法によらずに解約する場合は、この預金のすべてを解約することとし、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、「契約の証」とともに当店へ提出してください。</p> <p><u>(2)</u> 前項の解約または書替継続の手續に加え、当該預金の解約または書替継続の手續を行うことについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手續を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続の手續を行いません。</p> <p><u>(3)</u> (省略)</p> <p>7. ～13. (省略)</p>
--	---

1 7. 財形住宅預金規定

改正案	現行
<p>1. ～4. (省略)</p> <p>5. (利息)</p> <p>(1) ～ (2) (省略)</p> <p><u>(3) この預金を第6条第1項の規定により満期日前に解約する場合および第6条4項の規定により解約した場合には、その利息は預入金額ごとに預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について解約日における普通預金利率によって計算しこの預金とともに支払います。</u></p> <p>(4) (省略)</p> <p>6. (預金の解約、書替継続)</p> <p><u>(1) この預金は当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。</u></p> <p><u>(2) やむをえない事由により、この預金前記4. の支払い方法によらず払出す場合には、この預金のすべてを解約することとし、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により</u></p>	<p>1. ～4. (省略)</p> <p>5. (利息)</p> <p>(1) ～ (2) (省略)</p> <p><u>(3) 当金庫がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合、その利息は預入金額ごとに預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について解約日における普通預金利率によって計算しこの預金とともに支払います。</u></p> <p>(4) (省略)</p> <p>6. (預金の解約、書替継続)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(1) やむをえない事由により、この預金前記4. の支払い方法によらず払出す場合には、この預金のすべてを解約することとし、当金庫所定の払戻請求書に届出の印</u></p>

<p>記名押印して、この契約の証とともに当店へ提出してください。この場合、期日指定定期預金は満期日を指定することはできません。</p> <p><u>(3)</u> 前各項の解約または書替継続の手續に加え、当該預金の解約または書替継続の手續を行うことについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手續を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続の手續を行いません。</p> <p><u>(4)</u> (省略)</p> <p>7. ～13. (省略)</p>	<p>章により記名押印して、この契約の証とともに当店へ提出してください。この場合、期日指定定期預金は満期日を指定することはできません。</p> <p><u>(2)</u> 前項の解約または書替継続の手續に加え、当該預金の解約または書替継続の手續を行うことについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手續を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続の手續を行いません。</p> <p><u>(3)</u> (省略)</p> <p>7. ～13. (省略)</p>
--	---

18. 定期積金（スーパー積金）規定

改正案	現行
<p>1. ～4. (省略)</p> <p>5. (給付補填金等の計算)</p> <p>(1) この積金の給付補填金は、通帳記載の給付契約金と掛金総額の差額により計算します。</p> <p>(2) 約定どおり払込みが行われなかったときは、つぎにより利息相当額を計算します。</p> <p>①この積金の契約期間中に通帳記載の掛金総額に達しないときは、初回払込日から満期日の前日（解約日が満期日の翌日以後の場合は解約日の前日）までの期間について、つぎの③の利率によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。</p> <p>②この預金を第9条第1項の規定により満期日前に解約する場合および第9条4項の規定により解約した場合には、初回払込日から解約日の前日までの期間について、つぎの③の利率によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。</p> <p>③上記①、②の計算に適用する利率は、解</p>	<p>1. ～4. (省略)</p> <p>5. (給付補填金等の計算)</p> <p>(1) この積金の給付補填金は、通帳記載の給付契約金と掛金総額の差額により計算します。</p> <p>(2) 約定どおり払込みが行われなかったときは、つぎにより利息相当額を計算します。</p> <p>①この積金の契約期間中に通帳記載の掛金総額に達しないときは、初回払込日から満期日の前日（解約日が満期日の翌日以後の場合は解約日の前日）までの期間について、つぎの③の利率によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。</p> <p>②当金庫がやむを得ないものと認めて満期日前に解約をするとき、および第9条第3項の規定により解約する場合は、初回払込日から解約日の前日までの期間について、つぎの③の利率によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。</p> <p>③上記①、②の計算に適用する利率は、解</p>

<p>約時の普通預金利率とします。</p> <p>④この計算の単位は1円とします。</p> <p>6. ～8. (省略)</p> <p>9. (解 約)</p> <p><u>(1) この預金は当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。</u></p> <p><u>(2) この積金を解約するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により、記名押印して通帳とともに当店に提出してください。</u></p> <p><u>(3) 前各項の解約の手續に加え、当該積金の解約手續を行うことについて正当な権をを有することを確認するための本人確認書類の提示等の手續を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約手續を行いません。</u></p> <p><u>(4) ～ (5)</u> (省略)</p> <p>10. (省略)</p> <p>11. (成年後見人等の届出)</p> <p>(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。<u>預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届けてください。</u></p> <p>(2) ～ (5) (省略)</p> <p>12. ～15. (省略)</p> <p><u>16. (規定の適用)</u></p> <p><u>この他は、「定期預金共通規定」を参照ください。</u></p> <p>以上</p>	<p>約時の普通預金利率とします。</p> <p>④この計算の単位は1円とします。</p> <p>6. ～8. (省略)</p> <p>9. (解 約)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(1) この積金を解約するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により、記名押印して通帳とともに当店に提出してください。</u></p> <p><u>(2) 前項の解約の手續に加え、当該積金の解約手續を行うことについて正当な権をを有することを確認するための本人確認書類の提示等の手續を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約手續を行いません。</u></p> <p><u>(3) ～ (4)</u> (省略)</p> <p>10. (省略)</p> <p>11. (成年後見人等の届出)</p> <p>(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。</p> <p>(2) ～ (5) (省略)</p> <p>12. ～15. (省略)</p> <p><u>(新設)</u></p>
---	--